

東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び
東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について

上記の議案を提出する。

平成 27 年 2 月 26 日

提出者 国立市長 佐藤 一 夫

(説明) 地方自治法第252条の7第2項の規定により、平成27年3月31日に解散する秋川衛生組合を東京都市町村公平委員会から脱退させ、及び当該脱退に伴い東京都市町村公平委員会共同設置規約を次のとおり変更するものである。

東京都市町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約案

東京都市町村公平委員会共同設置規約(昭和42年4月1日東京都知事届出)の一部を次のように改正する。

別表中「東京都市町村職員退職手当組合 秋川衛生組合」を「東京都市町村職員退職手当組合」に改める。

附 則

この規約は、東京都知事へ届出の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。